

保土ヶ谷区生活支援センター指定管理者申請プレゼンテーションレジュメ

社会福祉法人横浜市社会事業協会

* 当法人が申請する理由

1 豊かな経験と実績に裏打ちされた信頼のサービス

生活保護法に基づく更生施設「横浜中央浩生館」の経営を通じて多くの精神障害者の社会復帰の支援を実践してきました。この経験と実績を糧に〇5年2月から「横浜市保土ヶ谷区生活支援センター」を受託経営し、この2年間で利用登録者数も678人に達するなど、多くの障害者、その家族、関係者の信頼を得ています。

2 優れた人材の確保による専門的かつ安定したサービス

- (1) 専門的福祉人材を確保するため精神保健福祉士の資格取得者は6ヶ月の昇給短縮を実施。社会福祉士、介護福祉士等も同様措置があり、専門職員による優れたサービスの提供に努めています。
- (2) 生活支援センターの「非常勤職員」の就業条件は勤務時間数の違いによる給与額等の違いがあるものの正規職員と変わらず、職員の安定雇用を確保するとともに利用者には安心してサービスの提供がされています。
- (3) 所長は医療観察法精神保健参与員その他、精神保健福祉士として各種団体の役員を務める等精神保健福祉分野におけるリーダー的存在です。

3 堅実な経営から生み出された確かな経営基盤と時代に即した先進的取組み

- (1) 各施設が生み出した余剰金は各種積立金として将来の事業展開に備えるとともに、地域ケアプラザ、生活支援センター、障害者グループホーム・デイサービス・居宅介護事業等時代が要請する福祉事業に積極的に取り組んでいます。
- (2) 公認会計士による自主的な会計点検を行い、正確な会計事務に努めています。
- (3) 個人情報保護、リスクマネジメント、苦情解決等利用者の権利擁護のための取組みを怠っていません。

横浜市保土ヶ谷区生活支援センターを次のように運営していきます。

1. 平成17年度（4月～8月期）利用実績・・別紙参照

8月末日現在、利用登録者は725名を数え、4月以降も74名の新規登録者がありました。交通の便の良さや明るい雰囲気だけでなく、優しい中にも厳しさをもって日々対応しているスタッフの努力で、今も利用者が増え続けていると自負するところであります。しかし私達は、登録者数・夕食サービスの利用者数等に満足することなく、メンバーミーティングや御意見BOXを活用し、利用者の声に耳を傾け、一人でも多くの利用者が満足してもらえる運営を目指します。

2. 地域との連携作り

保土ヶ谷支援ネットワークの会・ボランティアグループ「窓」

NPO 法人横浜市精神障害者地域支援連合会

区内4作業所・2グループホーム

保土ヶ谷区精神障害者家族会「たちばな会」、横浜市精神障害者家族会連合会「なごみ会」

ほ도가や地域活動ホーム「ゆめ」

保土ヶ谷区福祉保健センター・保土ヶ谷区社会福祉協議会等

保土ヶ谷区内各関係機関団体と今後も良好な協力関係を保ちつつ、連携を強化します。

3. 訪問・同行支援の強化

地域で生活をしている精神障害者の生活実態を把握し、医療機関・作業所等との関係強化をはかり、実情に即した援助を行うために訪問・同行活動をさらに積極的に行います。

4. 退院促進への協力

保土ヶ谷区近隣には大きな精神病院も多く、保土ヶ谷区生活支援センターに大きな期待が寄せられています。区福祉保健センターMSWや病院PSWと協力し、退院へ向けての調整や訪問・同行による支援、生活の相談や夕食・入浴・洗濯サービスの利用等の支援を今後も行っていきます。

5. ケアマネジメント機能の強化

生活支援センターは地域の中に点在する地域作業所・グループホーム・病院・クリニック・社会復帰施設・就労援助センター等の各種社会資源を利用者のニーズに合わせ、有機的に結びつけていくケアマネジメント機能を有する機関としてのサービス提供を期待されています。

知的・身体・精神の3障害統一化の流れの中で、精神障害者の特性を理解した上でケアマネジメントしていく機関として地域で生活する精神障害者のニーズに応えていきます。

6. スタッフ研修の充実

生活支援センターのスタッフは精神障害者福祉に携わるものとして専門知識を始めとして様々な情報提供が求められています。スタッフの知識や技量でサービス格差が生じないようにスタッフ一人一人が自己研鑽に努めねばなりません。そこで保土ヶ谷区生活支援センターでは、積極的に研修に参加し資質の向上に努めます。また、障害者自立支援法・心神喪失者等医療観察法・年金制度改革等、刻々と変化していく障害者を取り巻く情勢に対応し、利用者に正確な情報提供をするためにも各種研修会・勉強会に積極的に参加していきます。

平成17年度(4月～8月)利用状況(総数)

1 利用状況(総数)

月	開所日数	来場者	夕食サービス	入浴サービス	インターネット	電話相談	面接相談	同行・訪問	その他の支援
4月	29	1,221	830	83	8	799	151	3	807
5月	30	1,194	861	57	14	846	152	1	859
6月	29	1,105	827	61	5	829	162	4	691
7月	30	1,150	810	55	15	881	150	0	613
8月	30	1,148	819	61	15	828	128	3	550
総数	148	5,818	4,147	317	57	4,183	743	11	3,520

2 利用状況(1日平均)

月	開所日数	来場者	夕食サービス	入浴サービス	インターネット	電話相談	面接相談	同行・訪問	その他の支援
4月	29	42.1	28.6	2.9	0.3	27.6	5.2	0.1	27.8
5月	30	39.8	28.7	1.9	0.5	28.2	5.1	0.0	28.6
6月	29	38.1	28.5	2.1	0.2	28.6	5.6	0.1	23.8
7月	30	38.3	27.0	1.8	0.5	29.4	5.0	0.0	20.4
8月	30	38.3	27.3	2.0	0.5	27.6	4.3	0.1	18.3
平均	29.6	39.3	28.0	2.1	0.4	28.3	5.0	0.1	23.8

3 登録者数(平成17年8月末日現在)

登録者総数 725人

男女別

男性	女性
509	216
70%	30%

区別内訳

	鶴見	神奈川	西	中	南	港南	保土谷	旭	磯子	金沢
人数	12	35	32	31	50	23	226	116	7	12
%	1.7	4.8	4.4	4.3	6.9	3.2	31.2	16.0	1.0	1.7
	港北	緑	青葉	都筑	戸塚	栄	泉	瀬谷	その他	合計
人数	19	10	6	2	31	5	33	37	38	725
%	2.6	1.4	0.8	0.3	4.3	0.7	4.6	5.1	5.2	100

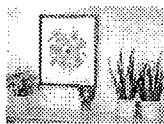
4 来所回数別利用者数

開所日数 148日

1	201	51～100	24
2～5	116	101～150	13
6～10	51		
11～30	50		
31～50	11	合計	466

指定管理者応募に際して

社会福祉法人 恵友会



1

社会福祉法人「恵友会」について

- 恵友会は1996年5月、日本初の精神障害者グループホームの運営を事業とする社会福祉法人として設立されました。
- 現在まで10年間の経緯があります。

2

恵友会の事業概要

現在は、グループホーム5ヶ所、小規模通所授産施設2ヶ所、自立訓練賃貸住宅1ヶ所、訪問介護事業所1ヶ所、生活支援センター1ヶ所の運営を行っています。

これらの施設はすべて精神障害者の社会復帰施設で、恵友会は精神保健福祉に専心しています。

3

地域における協働、連携の実績

- 恵友会では、普及啓発・関係団体との連携・地域交流等を行っています。
- 生活支援センターでは、関係機関で構成する実務者連絡会、三障害関係者で構成するネットワーク会議等を行っています。また、区福祉保健センターとは密接な連携を図っています。

4

利用者に対する事故対策等の安全管理

- 事故を未然に防ぐことを最重視し、「恵友会 安全・衛生要綱」に基づき安全管理の徹底をはかっています。
- 生活支援センターでは、職員にひやり・はっと報告をしてもらい、原因や対応について話し合い、事故防止に役立てます。

5

個人情報管理に関する取り組み

- 恵友会では多数の精神障害者やその家族の個人情報を扱っています。その保護管理は適正に行わなければなりません。
- 「社会福祉法人恵友会の保有する個人情報の保護に関する要綱」により、その取扱いを厳正に行っています。

6

偏見をなくすために(社会の理解)

- ★精神障害者の社会参加、自立を妨げているのは偏見です。偏見を払拭するのは、我々関係者の恒久的な命題です。
- ・一般市民に対する普及啓発を行います。
- ・区福祉保健センターや関係機関と連携し、講演会や研修会を開催します。
- ★理解し合うには実際に障害者と接することも1つの方法です。
- ・支援センターのイベントに地域の人に参加していただきます。支援センターから地域に出て交流をはかります。

7

栄区の地域特性

- ★栄区の精神障害者の総数は 1265人で、区別では18番目で一番少ない。(15年度基礎票)
- ★精神障害者の多くは家族とともに生活しています。
- ・夕食、入浴、洗濯は自分の家でできますので、支援センターの利用は単身者ほど多くはありません。
- ・しかし、来所者の滞在時間は長いといえます。(1人平均4.8時間)

8

訪問、同行の強化

- ★待ちの姿勢では利用が上がらないと考え、積極的に出て行くこととします。
- ・家族や利用者に対し、広く訪問、同行の周知をします。
- ・区福祉保健センターや作業所と連携を取り、訪問時に同行し、支援センターの周知、状況把握、相談を行うとともに早期の訪問を実施します。

9

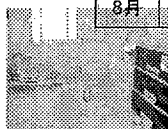
- ・予め施設や訪問が必要な個人に了解を取り、定期にあるいは随時に訪問します。
- ・また、施設や個人から依頼があれば独自の訪問を行います。
- ・官公庁への手続きや就労支援、受診等の同行も積極的に行います。

10

訪問、同行の実績

★17年度から強化を実施しています。

月	訪問	同行
4月	19件	2件
5月	8件	1件
6月	10件	1件
7月	14件	2件
8月	23件	4件



写真は訪問した
西島福祉会館です

11

家族支援の充実

- 家族を対象とした相談や精神科医を囲んで話し合う会を開催しています。
- 支援センターのイベント情報を提供し参加して頂くことで家族間交流を図ります。
- 近隣区や区家族会に参加していない家族を対象に講演会、勉強会、家族ミーティングを開催します。
- 支援センターの場所を提供します。区家族会やボランティアグループに利用して頂きます。

12

ピアサポートの推進

- 当事者グループを育成支援し、ペアリングでお互いに支えあえる関係作りをします。
- ピア相談者を育成し、週に1,2回程度支援センターでピア相談が出来るようにします。

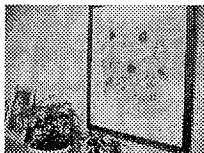
13

社会復帰、自立、社会参加のための事業の実施

- 社会参加を阻害している偏見の払拭。
- 就労を通しての社会参加が最も有効
 - ・毎月1回就労ミーティングを実施しています。
 - ・就労相談を月1回実施します。
 - ・就労講座を年数回開催します。
 - ・ハローワーク等の機関へ積極的に同行します。

14

- 自立支援として、同好会等の自主グループを積極的に援助していきます。
 - 社会復帰施設としての支援センターは敷居を低くし気軽に利用できるようにしています。職員も笑顔で親切な対応に徹底しています。
- 観葉植物や絵等でくつろげる雰囲気作りをしています。



15

入浴、食事、その他のサービス

- 入浴は石鹸・タオルの用意、シャンプーの実費販売
- 食事は希望メニューの聴取、家族と一緒に食事を
- 洗濯は洗剤の実費販売
- 清掃、消毒等衛生面の管理徹底
- インターネットは分からない人には職員が教えています。
- コーヒー、紅茶、お茶等の実費販売

16

日常生活に関する相談、 情報提供

- 電話、面接相談だけでなく、訪問、ピア相談を行います。
- 電話、面接相談は親身になって親切丁寧に傾聴します。
- 精神科医相談月4回、就労相談月1回、ピア相談週1,2回程度行います。
- 情報提供は掲示板、伝言板に掲載します。
- 個人的な情報要望にはインターネット等で調査し提供しています。

17

17年度来館者、電話相談等実績

1日平均

月	来館者 (本人)	電話相談	面接相談
4月	22.0	27.9	2.4
5月	20.8	33.5	2.5
6月	22.7	27.3	2.3
7月	25.3	29.7	2.7
8月	24.4	30.9	2.8

18

地域における精神障害者の 自主的な活動に対する支援

- 現在3つのサークル(ピンポンズ、ソフトボール愛好会、フォトウォーカーズ)が自主的運営をしています。最近、テニスクラブと園芸クラブが立ち上がりました。
- スタッフが入りながら利用者主導となるよう自主性を高めていきます。ピアサポートの視点まで発展するよう努めます。
- その他利用者の希望を聞きながら増やしていきます。

19



園芸クラブの作品

ソフトボール愛好会



20

地域における交流の機会の提供

- 関係機関 地域と共催しクリスマス会、納涼会、いたちまつり、ひだまり行事等を開催しています。
- コンサート等独自のイベントに地域の人にも参加して頂き、交流を深めています。
- ボランティアに支援センターのイベント情報を提供し、参加して頂くことで交流を図ります。
- 区民まつりにブース応募をし、利用者とともに参加することによって地域交流を図ります。

21

地域交流の状況



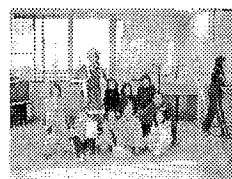
神奈川フル演奏会



いたちまつり



納涼会



X'mas会

22

その他設置目的に必要な事業

- ボランティアの育成
- 利用者ニーズの把握
- 実習生受け入れ
- 誕生会の開催
- 週末倶楽部の開催
- 夕食会、昼食会の開催
- 外出レクリエーションの実施

23

指定管理者制度の趣旨を踏まえた事業展開

- 利用者サービスの向上
 - ・ニーズ把握をし、サービス向上に反映させます。
 - 利用者ミーティング、意見箱の設置、家族や運営連絡会の意見聴取、第三者評価
- 効率的な運営
 - ・節約に心がけた合理的執行と職員の提案
 - ・適正な執行についての再点検
 - ・十分な利用者サービスの提供

24

配置する職員

- 所長は専門職ではないが、生活支援センターの経験が6年あります。
- 8人の職員のうち精神保健福祉士は4人います。
- 職員は全員、精神保健福祉関係の施設や医療機関に勤務した経験があります。
- 研修計画としては、市精連や恵友会等の研修に参加し専門職としての技能、知識を習得しています。

25

まとめ

- ひとりひとり個人のニーズに着目した援助
- 安心して心穏やかに自立生活ができる地域(栄区)を目指して
- そのためには関係機関や地域との連携をさらに強めます。

26

ご清聴ありがとうございました

社会福祉法人 恵友会

27

(様式3) 地域における協働・連携の実績

1 地域連携の5つの基本方針

ア 日常的で具体的な連携

- 連絡会や行事のときに連携するだけでなく、日常の具体的支援の中で連携

イ 顔が見える連携

- 施設・機関の機能面だけでなく、職員同士の信頼関係を築く。

ウ 相互にメリットを共有できる連携

- 連携によって生まれるメリットを地域で共有

エ 新たな支援サービスを生み出せる連携

- 公共サービスだけでは対応しきれない「制度の隙間」を埋める地域サービスを生み出す。

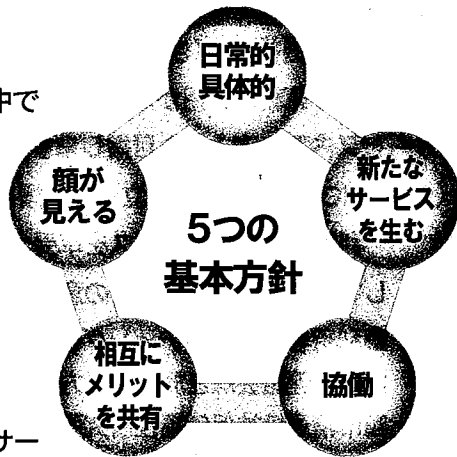
オ 協働を前提とする連携

- 施設の機能や個性を発揮し、地域の事業を協働

事業計画書1-1に書かれているとおり、多くの地域活動を実施しています。地域の市民とのふれあいでは、単にセンターの行事に参加していただくのではなく、センターの行事が「地域の行事」となるような関係づくりに努めてきました。

2 神奈川区の地域連携と交流を推進する役割

- 神奈川区内の関係機関の機能を把握し、それぞれの個性を活かしながら、地域の事業を共同で展開し、障害者支援についてはサービス調整のためのケアマネジメント機能を地域で発揮してゆきます。
- 神奈川区は区福祉保健センターをはじめ、地域作業所5か所、グループホーム3か所、精神科デイケア3か所、精神科単科病院1か所、生活訓練施設1か所、といった、他区に比較して社会資源が種類・施設数共に充実しており、役割分担が可能です。



(様式4) 利用者に対する事故対策、緊急時対策等の安全管理

1 安全管理の方針

事故が起きた場合の体制をつくることは、もちろん大切ですが、ほんの少しの兆候を見逃すことなく、事故の発生を未然に防ぐため、日ごろからの安全管理意識を高めてゆきます。

- 想定される事故に対して、整備されている安全管理マニュアルに基づき、日中や夜間を想定し、それぞれ事故の対応を行います。

(様式5) 個人情報管理に関する取り組み

1 個人情報管理の方針

当財団においては、平成12年7月に「財団の保有する個人情報の保護に関する規程」が制定され、個人情報の適切な取り扱いに関し、必要な事項を定めるとともに、個人の権利・利益を保護するために、個人情報漏洩事故等防止マニュアルを作成し、また、職員に対して研修を実施しています。

個人情報の保護はセンター全体の課題であり、自分には関係ない、自分は絶対に間違えないということはありません。

2 個人情報管理の取り組み

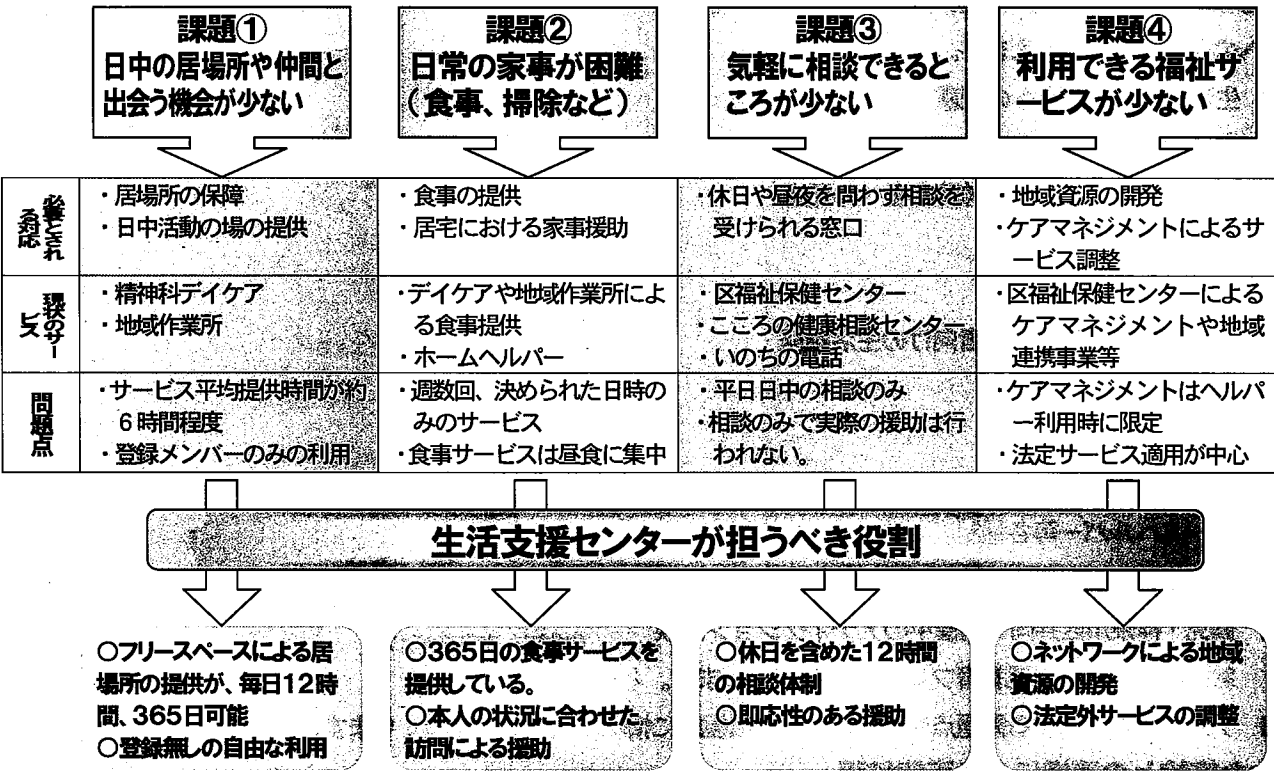
(1) 平成17年度個人情報の保護に関する職員研修実績

財団の運営する施設職員を対象に、交代勤務者など職員全員が参加できるように6月21日～23日、6月30日、7月4日、7月11日の計6日間実施しました。

(様式6) 横浜市の施策と生活支援センターとの関連性

1 横浜市の精神障害者施策と課題

平成16年の横浜市障害者プランにも「基本方針」で「特に、国の新障害者プランにおいても重点施策とされている精神障害者に対する施策については、他の障害者施策と比較しても一層のサービスの充実が求められている」と示されているとおり、他障害のサービスを踏まえた充実が必要となっており、神奈川区生活支援センターもしっかりとその一翼を担っていくことをめざします。



2 求められる生活支援センターの機能と基本的な対応

精神障害者が病院や施設ではなく地域で安心して生活を送るために、横浜市の生活支援センターには次の3つが欠かすことのできない機能として実施が求められています。神奈川区においても常にこの基本的な対応を大切にして、事業を実施いたします。

(1) 生活の支援（地域生活の維持）

地域生活を安心して継続できるように、いつでもサービスを提供できる体制整備を目指します。

(2) 生活の相談（地域生活における問題解決）

幅広い相談に応じ、地域の課題の把握に努め、ケアマネジメントの機能を最大限に発揮します。

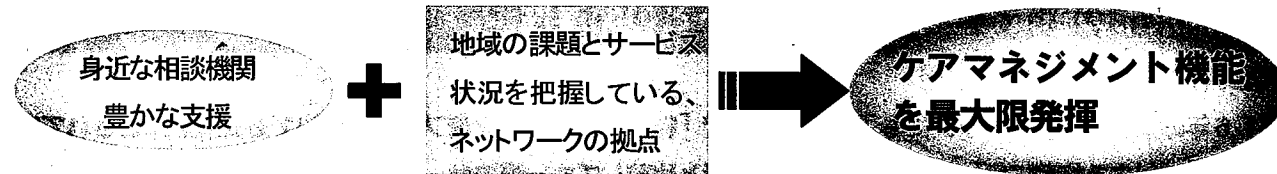
(3) 地域連携・地域交流（地域ネットワーク構築）

単なる施設・機関間の連携や交流にとどまらず、新たな支援サービスを生み出し、協働していくことを目指します。→これらは最低限確保されるべき機能であり、加えて地域の特性に応じた機能を充実させることが重要。

(様式7) 生活支援センターが地域に果たす役割と機能

1 身近な相談機関としての役割

神奈川区生活支援センターでは上記のような特色を最大限活用し、地域の重要な相談拠点としての役割を果たすことで、利用者に地域の精神保健福祉サービスを効率的に提供するためのケアマネジメント機能を発揮してゆきます。



3 地域の特性から考えられる神奈川区生活支援センターの役割

これまでの神奈川区生活支援センターでの相談や事業実施の経験から、神奈川区、中区、鶴見区の特色として次の4点への配慮が必要と考えます。

- ① 生活保護被保護者への配慮
- ② 単身生活者への配慮
- ③ アルコール等中毒性精神障害者への配慮
- ④ 高齢障害者への配慮

(1) 具体的な取り組み

ア 単身生活や高齢の精神障害者向けの生活講座

- 生活習慣病予防講座
- 介護保険講座
- 消費生活講座
- ホームヘルパー等各種制度利用についての講座

イ アルコール等についての継続的対策

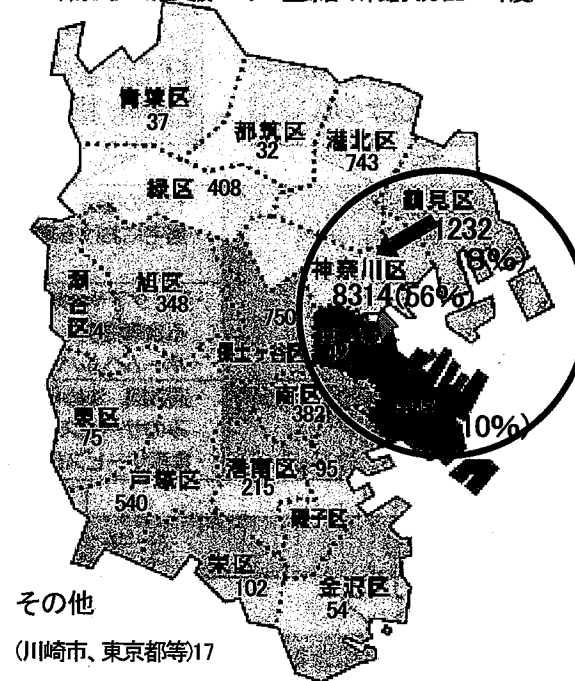
- 鶴見・神奈川区共同で開催中のアディクション家族教室を活用した心理教育プログラムを実施します。
- アルコールに関する問題点や予防について積極的に情報提供の機会をつくります。

4 様々な施設との連携による事業拡張

(1) 24時間の相談窓口とショートステイ事業への期待

平成7年の「横浜市精神障害者生活支援センター基本構想検討報告書」においては、「夜間相談・訪問」「ワンナイトステイ」を主な機能として位置づけています。また平成16年の、「生活支援センターあり方検討会報告書」における調査でも「24時間の相談窓口」「泊まれるようなサービス」が当事者からの要望として上がっていることから、当財団運営のメリットを活かし、総合保健医療センター生活訓練施設ショートステイとの連携により、スムーズな利用体制を整えます。加えて、法人型地域活動ホームとの連携により、身近な地域でのショートステイ事業と夜間電話相談における精神障害者の利用について実現に向けて努力します。

神奈川区生活支援センター登録者の来館状況(H16年度)



(様式8) 「指定管理者制度」の趣旨を踏まえた事業展開の方針について

1 私たちが目指すべきサービスとは

「誰もが気軽に利用ができ、利用して良かったと思える生活支援センター」「事業検証と自己評価を怠らず、更なるサービス内容の向上」を目指します。

(1) 常に利用者の立場に立った支援を迅速に行います。

利用者は単にサービスを受取る対象者ではなく、生活支援センターのサービス向上に参加している支援者としてとらえ、常に利用者の意見を取り入れる体制づくりをします。

■利用者とのミーティングを開催

■運営連絡会など施設運営方針決定の場に参加、協働をもとにした運営

■市精連精神保健福祉研究所との連携により利用者満足度調査を作成

(2) 最新かつ最高のサービスの提供を目指し、人材開発に努めます。

サービスの質を左右するのは「支援する人材」に負うことが大であるとの基本的認識のもと、生活支援センター職員は常に精神障害者の置かれている現状に対し問題意識を持って、技術と資質の向上に努力します。

■職員全員が精神保健福祉士、社会福祉士等の業務に関連する資格を全ての職員が有する状況を5年以内に実現します。

(3) 個人情報の保護とリスクマネジメントの徹底により利用者に信頼と安心を提供します。

(4) 横浜市総合保健医療センターとの連携を最大限活用します。

2 指定管理料の効率的な執行について

指定管理料は市民から託された大切な資金であるとの自覚をもって、サービス向上のために有効に活用するとともに、すべての“無駄”を点検して業務の効率化を図ります。

(様式9) 具体的事業実施方針(各業務の概要と取り組み方)

<① 精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加のための事業の実施> (様式9-1)

1 いつでも利用できる居場所を保障します

(1) 日中の居場所が確保されていない精神障害者の実情

→精神障害者の再発予防の観点からも、日中のやすらぎの場の保障は重要課題といえます。

(2) 具体的な取り組み

■ 季節感を高める館内の環境整備を行います。

■ 昨年度利用者数28,378人のうち来場利用者数は17,249人。1日平均来場利用者数約48.9人について平均50人以上の来場を目指します。

■ 館内で過ごす利用者からの生活場面面接に積極的に応じます。

2 精神障害者の地域での自立した生活の継続のため、重要な役割を果たします

(1) 社会的入院患者の状況

■横浜市内精神科病床数 約5,000床 10年以上の入院患者 約2,000人

→条件が整えば退院可能な入院患者 約920人

長期入院患者に
生じている問題

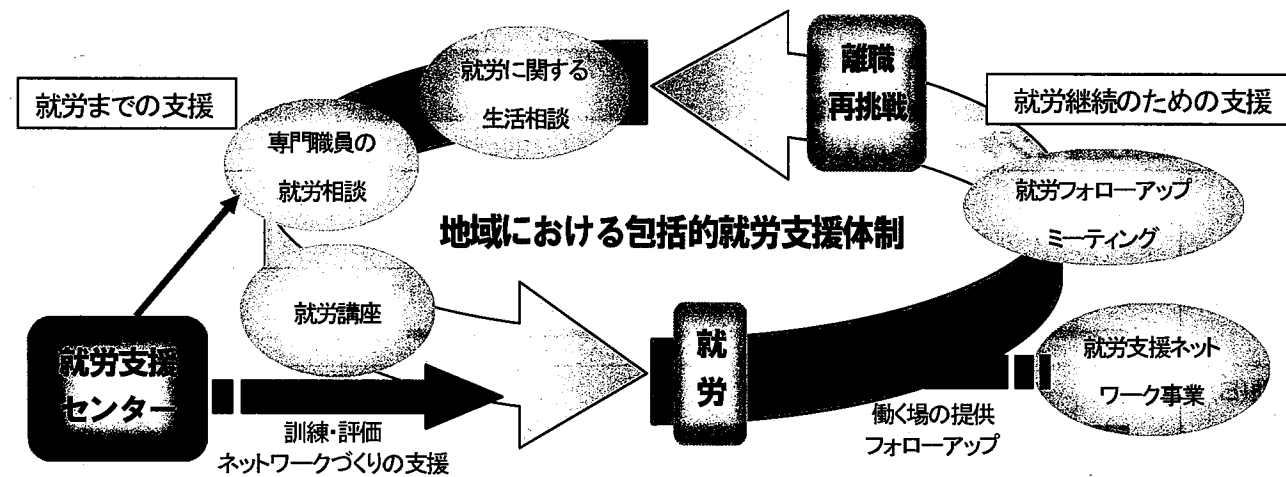
・高齢化
・生活能力の低下
・社会適応力の低下

◎早急な対応
◎生活訓練・評価
◎地域支援体制の整備
が必要とされる



- 神奈川区関係機関の連絡会などのネットワーク会議をさらに発展させ、退院促進と地域移行に取り組みます。
- 当財団が運営する総合保健医療センター生活訓練施設との連携により、生活訓練機能を活かした地域移行システムづくりをすすめます。
- 現在においても、神奈川区生活支援センターは先駆的に地域移行の支援に取り組んでいますが、今後も横浜市の施策に対応し、より積極的に支援に取り組みます。

ア 就労援助に関する日常生活相談（電話・面接）の実施
イ 就労相談の実施
ウ 就労講座の実施
エ 就労フォローアップミーティングの実施
オ 就労支援ネットワーク事業の実施



ア 夕食サービスをより充実させます。

- 夕食サービスをこれまでどおり毎日実施します。料金は通常400円、月3回程度500円の特別メニューを提供します。当面平均25食／日のサービス提供を目標とします。
- 法人内の栄養士の協力のもと、栄養や健康に配慮したメニューを作成します。

イ 昼食の提供を充実します。

- 現状では喫茶コーナーは地域作業所事業実施日である週4日（火～金曜日）の提供ですが、ボランティアや利用者有志が主体となって週7日の喫茶コーナーの実施を目指します。
- 喫茶コーナーの中で1日10～15食程度の軽食を安価に（150～350円程度）提供します。

```

graph LR
    A[生活相談] --- B[電話相談]
    A --- C[面接相談]
    A --- D[訪問・同行]
    A --- E[専門相談]
    B --- B1[9時～21時。職員が対応。年間11,129件]
    C --- C1[9時～21時。職員が対応。年間1,209件 金銭・服薬管理も実施]
    C --- C2[生活場面面接※ 9時～21時。職員が対応。年間2,458件]
    D --- D1[年間59件 夜間も対応。関係機関職員・ボランティアとの協働]
    E --- E1[嘱託医相談（精神科） 月3回。予約制で1日3件まで。家族の相談にも応じている。年間35名が利用]
    E --- E2[嘱託医相談（内科） 月1回。近隣の内科医に委託。予約制で1日3件まで。平成17年度より実施]
    E --- E3[就労相談 月1回。総合保健医療センター就労援助係職員が担当。予約制で1日3件まで。年間10名が利用]
  
```

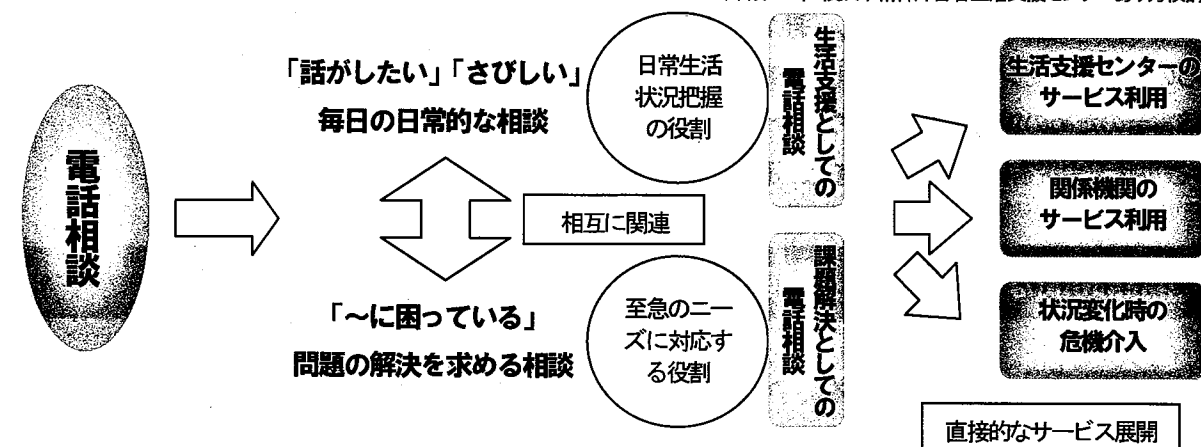
※「生活場面面接」面接室など構造化された環境下ではなく、食堂やロビーなどの日常生活場面の中で実施される面接相談

神奈川区生活支援センターにおける生活相談の特色

- 「生活場面面接」を重視していること。
■生活習慣病や摂食・飲酒などの内科疾患に関わる相談を重視し、市内で唯一、内科医相談を実施していること。
■就労支援事業を重視していることから、就労相談を実施している。（神奈川区、港南区の2か所のみの実施）

時間帯	午前（9～12時）	午後（12～17時）	夜間（17～21時）
件数	11.3件(31.0%)	15.3件(41.9%)	9.9件(27.1%)

(平成16年「横浜市精神障害者生活支援センターあり方検討会報告書」より算出)



5 訪問・同行

既存のサービスや公的な支援では対応しきれない制度の隙間のニーズに対応しています

- ホームヘルパー利用の援助

■ 電球の取り替え

■ 蜂の巣退治

■ 生活保護担当者訪問時の立会い

■ 通院同行

■ 退院準備のための自宅準備、不動産屋同行

(1) 具体的な取り組み

- 関係機関、ボランティア等の協力を得て年間100件以上の訪問・同行をめざします。

■ 必要な利用者に対しては、定期的な訪問活動を行います。

<④ 地域における精神障害者の自主的な活動に対する支援> (様式9-2)

- 1 自主的な活動を希望する利用者の気持ちを大切にし、当事者活動を日常的に支援します

2 施設運営について利用者との協働を推進します

<⑤ 地域における精神障害者との交流の機会の提供> (様式9-2)

- 1 ボランティアの育成とその活動と交流を支援します

2 近隣住民とのふれあいの場をつくります

<⑥ 精神障害者の家族の日常生活に関する相談及び家族間の交流に対する支援> (様式9-2)

- 1 ご家族のための講座を開催し、家族間の交流を広げます

■ 神奈川区・鶴見区の福祉保健センターと区家族会と連携して、家族講座及び心理教育プログラムを開催します。
平成16年度は2回実施し、延べ37名のご家族が参加しています。

2 ご家族が相談しやすい環境づくりのためにPRに努めます

<⑦ その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業> (様式9-3)

1 区との連携の強化

(1) 区との連携を深め、各種事業を共同実施します。

- 生活教室の企画について協力します。

→ 「納涼会」「クリスマス会」「バスハイク」については生活教室と合同で実施

→ プログラム企画立案にも協力し、月1回程度生活支援センターで生活教室を開催します。

■ こころの健康相談センターとも連携し再発予防講座を共同開催します。

■ 精神障害者のための災害対策ネットワークづくりを実現します。

→ 被災状況や災害備蓄情報の共有化、迅速な医療提供などを目的にします。

(様式10) 開館時間などの提案、休館日の設定の考え方

1 開館時間

- 既存の精神保健福祉関係機関が業務を終了してからもサービス提供できます。

■ 朝9時については、既存の精神保健福祉関係機関の業務開始時間とほぼ同一のため連携が取りやすい。

■ 午前中から利用している利用者も多数存在しています。

神奈川区生活支援センターの時間帯別来所人数・電話相談件数 (1日平均)

時間帯	午前 (9～12時)	午後 (12～17時)	夜間 (17～21時)
来所人数	18.9人 (37.2%)	22.7人 (44.8%)	9.1人 (18.0%)
電話相談件数	11.3件 (31.0%)	15.3件 (41.9%)	9.9件 (27.1%)

(平成16年「横浜市精神障害者生活支援センターあり方検討会報告書」より算出)

- 以上のような利用状況や地域のサービス提供状況から判断して、現状どおり9時から21時までの開館時間とします。

2 休館日

月1回の休館日を設けることで施設のメンテナンスが十分にできることで、利用者の快適性と安全性を確保するだけでなく、休館日を利用して職員全体での研修が実施でき、職員資質の向上に取り組むことが可能となっています。よって月1回の休館日は利用者支援の面からも重要な機会と考えます。

(1) 具体的な対応

- 神奈川区生活支援センターでは、月1回の休館日を設けることがメリットが大きいと考えます。

■ 現状どおり第1月曜日を休館日とし、休館日は、施設のメンテナンスと、職員研修を実施します。

(様式11) 職員の勤務体制と組織図

1 神奈川区生活支援センターの職員勤務体制

時間 勤務者	9:00	12:00	13:00	17:00	21:00
日勤(A)	8:45	12:30	13:30 14:00	17:15	
日勤(B)	8:45	11:30 12:30		17:15	
遅番(A) (調理担当)			13:00	18:00 19:00	21:30
遅番(B)			13:00	19:00 20:00	21:30
調理パート			16:00	19:45	

勤務時間

休憩・休息時間

職員ミーティング

(様式12) 配置する職員の資格と業務分担及び研修計画

1 神奈川区生活支援センターの職員配置

- 精神保健福祉士・社会福祉士等の有資格者 5名 (財団固有の常勤職員は全て有資格者)
(常勤職員3 非常勤嘱託員1 アルバイト職員1)

■ 平均経験年数 約8.2年 (財団固有の常勤職員では約14.0年)

2 研修計画

- (1) 対象者別研修、(2) 分野別研修、(3) 専門研修、(4) その他研修

追加資料

財団は、年長児支援として1973年から就労援助活動を開始。91年に制度化され、現在、横浜と川崎において精神発達遅滞を中心に支援活動を行っている。
最近は、精神障害者も数多く含まれるようになってきている。

横浜東部就労援助センター利用者年度別実績

	障 害 種 別				合 計
	知的障害者	身体障害者	精神障害者	その他	
14年度	216 人	13 人	24 人	0 人	253 人
15年度	205 人	13 人	23 人	1 人	242 人
16年度	189 人	14 人	36 人	3 人	242 人